

議 会 資 料	議 案 第 5 9 号
総 務 課	

志摩市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

1. 条例を改正する理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、職員等の旅費に関し所要の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

○支給方法の見直し

- ・市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額がある場合、旅費の支給に代えて当該旅行役務提供者に直接支払うことを可能にします。

○定額支給から実費支給への変更

- ・以前の条例では宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料が定額支給となっていたましたが、実費に基づいた支給へ変更します。併せて、定額支給を行っていた研修等旅費についても廃止します。

○旅費の種目の見直し

- ・車賃、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料をその他の交通費、宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費に改め、包括宿泊費を新設します。また、各交通費の定義と内容を変更します。

○日当の廃止

- ・日当を廃止し、宿泊手当を新設します。

○関連する条例の改正について

- ・志摩市職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、第2条において志摩市証人等の実費弁償に関する条例を、第3条において志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例を、第4条において志摩市消防団条例の一部を併せて改正します。

なお、第3条の志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の改正では、宿泊費については国家公務員の指定職職員との権衡を考慮して規則で定めることとしています。

○関連する規則の改正及び新規制定について

・志摩市職員等の旅費に関する条例等の一部改正にあわせて、志摩市職員の旅費の支給に関する規則の全部改正及び志摩市長、副市長及び教育長の旅費の支給に関する規則の新規制定、その他関連規則の一部改正を予定していますが、旅費に関する規則の改正内容は多岐にわたるため、全部改正及び新規制定に係る資料を添付します。

3. 改正による効果等

この改正により、より実態に即した旅費の支給が可能となり、適正な運用及び国家公務員との均衡を図ることができます。
旅費又は費用弁償等の支給において、志摩市職員等の旅費に関する条例を例としている関係規定についても同様の効果があります。

志摩市職員等の旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第58号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
目次 第1章 総則(第1条－<u>第9条</u>) 第2章 旅費(第10条－<u>第21条</u>) 第3章 雑則(第22条－<u>第25条</u>) (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>任命権者 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条の規定により任命権を有する者</u> (2) <u>旅行命令権者 職員に対し旅行命令権又は専決権を有する者</u>	目次 第1章 総則(第1条－<u>第8条</u>) 第2章 旅費(<u>第9条－第22条</u>) 第3章 雑則(<u>第23条－第29条</u>) 附則 (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>出張 職員が公務のため一時その在勤公署(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。</u> (2) <u>赴任 採用された職員(任命権者が認める職員に限る。))がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員(任命権者が認める職員に限る。))がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u>

(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(5) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(4) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)・(2) (略)

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法_____第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)がその出発前に_____旅行命令を変更(取消しを含む。以下同じ。)され_____、又は死亡した場合において_____、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額_____で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)・(2) (略)

(3) 職員(赴任に係る旅費の支給を受けた職員に限る。)が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者_____

_____が次条第3項の規定により旅行命令の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額_____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関等の事故、天災又はその他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の返信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中天災 その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の返信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更 する必要があると認める場合 には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による 旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令簿に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令 (前条第3項の規定により 変更され

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による当該旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録するいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。
- 6 前2項に規定する手続が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により処理された場合は、当該処理は、これらの規定によってなされたものとみなす。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により 変更を受

た旅行命令を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、1

けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は_____

_____, 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

第8条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分

(旅費の計算)

第7条 旅費は、前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって_____計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの_____

_____, 所定の請求書

_____に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額_____のうちその書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 (略)

3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額

の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書

(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下この条において同じ。)

_____に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者

_____に提出しなければならない。この場合において、必要な書類_____の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 (略)

3 市長_____は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

- 4 第1項に規定する必要な添付書類の種類、様式及び記載事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、乗車に要する運賃(以下この条において「運賃」という。)のほか、次に掲げる急行料金、特別急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 急行料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、運賃のほか、急行料金
- (2) 特別急行料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、運賃のほか、特別急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、運賃及び第1号に規定する急行料金又は前号に規定する特別急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号に規定する急行料金及び同項第2号に規定する特別急行料金は、急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道40キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメー

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。第4項及び第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 特別急行料金
- (4) 寝台料金
- (5) 座席指定料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する特別急行料金は、急行列車又は特別急行列車を運行する線

トル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第11条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)、特別船室料金及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃は、現に支払った旅客運賃

(2) 公務上の必要により、別に特別船室料金及び寝台料金並びに座席指定料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか現に支払った特別船室料金及び寝台料金並びに座席指定料金

路による旅行で片道40キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

4 第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、志摩市職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則(平成16年志摩市規則第59号)第3条の規定により承認を受けた場合のその他の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲

げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書きの場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の1の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表宿泊費基準額(1夜につき)の職務の級が10級以下の者欄に掲げる額との権衡を考慮して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居して

いる者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(市内出張旅費)

第19条 第12条ただし書の規定にかかわらず、職員が自家用自動車を公務に使用して市内に出張した場合においては、別に規則で定める旅費を支給する。

(外国旅行の旅費)

第20条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、第6条及び第9条から第18条までの規定にかかわらず、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が定める。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相

(車賃)

第13条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、志摩市職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則(平成16年志摩市規則第59号)第3条の規定により承認を受けた場合の車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第8条の規定により区分計算をする場合には、当該区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の

当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。))に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(職員以外の者の旅費)

第24条 第3条第4項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、職員の出張の例により計算した旅費とする。ただし、旅行命令権者は、その者に依頼した用務の内容その他当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質を考慮して特に必要と認めるときは、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第14条 日当の額は、別表第1の定額による。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。

(移転料)

第16条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得

ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第17条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第18条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の合計額に3分の2を乗じて得た額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の合計額に3分の1を乗じて得た額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の合計額に2分の1

を乗じて得た額を加算する。

- (2) 前号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着
後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円
位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものと
する。

(研修等旅費)

第19条 次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上、市長が
適当と認めた場合は、第6条第6項及び第7項に掲げる日当
及び宿泊料に代えて研修等旅費を支給することができる。

- (1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目
的のための旅行

- (2) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常
時出張を必要とする職員の旅行

2 研修等旅費の支給額及び支給条件は、別表第3に掲げる
とおりとする。

(退職者の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次
に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定
する旅費

ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)に
いた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地ま
での旅費

イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から遺族の居住地までの往復に要する旅費(日当を除く。)

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から遺族の居住地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。この場合において旅費を支給する遺族の数は2人以内とする。

(国等から支給される場合の旅費)

第22条 国、地方公共団体又はその他の団体(以下「国等」という。)から旅費を支給される旅行にあつては、本条例に規定する旅費額のうち国等から支給される旅費額に相当する額は支給しない。

(国等により旅費の支給を受ける場合)

第25条 国又は他の地方公共団体等より旅費の支弁を受けるときは、この条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。

(旅費の調整)

第23条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の調整)

第26条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第27条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の特例)

第24条 (略)

(委任)

第25条 (略)

別表第1(第14条、第15条、第17条関係)

日当及び宿泊料

<u>区分</u>	<u>日当</u>	<u>宿泊料</u>
<u>県外</u>	<u>1日につき 2,000円</u>	<u>1夜につき 12,000円</u>
<u>県内</u>	<u>—</u>	<u>10,000円</u>

備考 前泊又は後泊をする場合における当該前泊又は後泊
をする日の日当は、この表に掲げる額の2分の1に相当
する額を支給する。

別表第2(第16条関係)

移転料

<u>区分</u>	<u>移転料</u>
<u>50km未満</u>	<u>79,000円</u>
<u>50km以上100km未満</u>	<u>91,000円</u>
<u>100km以上300km未満</u>	<u>112,000円</u>
<u>300km以上500km未満</u>	<u>139,000円</u>
<u>500km以上1,000km未満</u>	<u>185,000円</u>
<u>1,000km以上1,500km未満</u>	<u>194,000円</u>
<u>1,500km以上2,000km未満</u>	<u>208,000円</u>

(旅費の特例)

第28条 (略)

(委任)

第29条 (略)

<u>2,000km以上</u>		<u>241,000円</u>	
<u>備考 路程の算出方法は、通常の経路及び方法により旅行した場合の計算による。</u>			
<u>別表第3(第19条関係)</u>			
<u>研修等旅費</u>			
<u>支給範囲</u>	<u>支給額</u>	<u>支給条件</u>	<u>支給方法</u>
長期間の研修、講習その他これらに類する目的のため旅行する職員	1 宿泊施設及び3食が提供される場合	1,200円	引き続き7日以上にわたる研修等のための旅行 当該用務地に到着した日の翌日から当該用務地を出発した日の前日までの日数に応じて支給する。
	2 宿泊施設及び2食が提供される場合	2,200円	
	3 宿泊施設のみの提供の場合	4,200円	
	4 宿泊施設及び食事共提供のない場合	11,700円	

志摩市証人等の実費弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第50号)新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正後 (案)
(実費弁償) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条其他法令の規定に基づき、次に掲げる者に対し、<u>別表</u>に定めるところにより実費弁償を支給する。 (1)・(2) (略) <u>(3) 法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により、委員会の要求に応じ参考人として出頭した者</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略)	(実費弁償) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条其他法令の規定に基づき、次に掲げる者に対し、<u>次項</u>に定めるところにより実費弁償を支給する。 (1)・(2) (略) <u>(3) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、公聴会に参加した者 <u>(4) 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、参考人として出頭した者 <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>2 証人等に対しては、次に掲げる実費を弁償する。</u> <u>(1) 日当</u>

(実費弁償の方法)

第2条 実費弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表(第1条関係)

区分	鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
県外	実費	実費	実費	5,500円	12,000円
県内					10,000円

- (2) 鉄道賃
- (3) 船賃
- (4) 航空賃
- (5) その他の交通費
- (6) 宿泊費
- (7) 包括宿泊費
- (8) 宿泊手当

(実費弁償の内容、額及び支給方法)

第2条 実費弁償の内容及び額は次のとおりとする。

- (1) 日当 1日につき5,500円
- (2) 日当以外の実費 志摩市職員等の旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第58号。以下「旅費条例」という。)の例による。

2 実費弁償の支給方法は、旅費条例に定める支給方法の例による。

志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第52号)新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正後（案）									
<u>(旅費)</u> <u>第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費の額は、別表のとおりとする。</u>	<u>(旅費)</u> <u>第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費の額は、一般職の職員の例による。ただし、内国旅行の場合の宿泊費の上限額については国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の1の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表宿泊費基準額(1夜につき)の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して規則で定める額とし、外国旅行については国家公務員の例に準じて市長が定める。</u>									
<u>別表(第5条関係)</u> <u>日当及び宿泊料</u> <table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>日当</u></th><th><u>宿泊料</u></th></tr><tr><td><u>県外</u></td><td><u>1日につき 2,000円</u></td><td><u>1夜につき 12,000円</u></td></tr><tr><td><u>県内</u></td><td><u>—</u></td><td><u>10,000円</u></td></tr></table>	<u>区分</u>	<u>日当</u>	<u>宿泊料</u>	<u>県外</u>	<u>1日につき 2,000円</u>	<u>1夜につき 12,000円</u>	<u>県内</u>	<u>—</u>	<u>10,000円</u>	
<u>区分</u>	<u>日当</u>	<u>宿泊料</u>								
<u>県外</u>	<u>1日につき 2,000円</u>	<u>1夜につき 12,000円</u>								
<u>県内</u>	<u>—</u>	<u>10,000円</u>								

志摩市消防団条例(平成16年志摩市条例第218号)新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正後 (案)
(費用弁償) 第11条 団員に支給する旅費の<u>種類</u>及び額並びにその支給方法は、志摩市職員等の旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第58号)に基づく旅費の支給の例による。	(費用弁償) 第11条 団員に支給する旅費の<u>種目、内容及び額</u>並びにその支給方法は、志摩市職員等の旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第58号)に基づく旅費の支給の例による。

志摩市職員の旅費の支給に関する規則（全部改正案）

（趣旨）

第1条 この規則は、志摩市職員等の旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第58号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（条例第2条第6号に規定する規則で定める者等）

第3条 条例第2条第6号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者
- (2) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (3) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者
- (4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (5) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (6) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (7) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (8) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購

入あっせん業者(市との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。))を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために提供する場合に限る。)

- 2 条例第2条第6号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第4条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第21条第2項の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(旅費額を喪失した場合における旅費)

第5条 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第26条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。))については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)については、当該各種目について条例第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第20条並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
- (条例第3条第6項に規定する規則で定める事情)

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 第4条第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
- (旅行命令簿の記載事項及び様式)

第7条 条例第4条第4項に規定する旅行命令簿は旅行命令(伺)票(様式第1号)

をとじ合わせたものとする。ただし、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)による処理ができる場合は、電磁的方法により作成される様式によることができる。

2 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、用務、用務先及び旅行期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、旅費の支給を要しない旅行命令は、簡易旅行命令(伺)簿(様式第2号)によるものとする。

(旅行命令等の変更の申請)

第8条 旅行命令権者は、旅行者から条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更の申請があつた場合において必要と認めるときは、その変更の必要を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(鉄道賃に係る鉄道)

第9条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第10条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第11条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(宿泊費基準額)

第12条 条例第13条の規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第13条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用

の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(宿泊手当の定額等)

第13条 条例第15条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項に規定する定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法)

第14条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第15条 同一市町村内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費の細則)

第16条 条例第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に

準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

第17条 条例第22条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)

(旅費の請求手続)

第18条 条例第8条第1項に規定する請求書は、志摩市予算編成及び執行に関する規則(平成16年志摩市規則第61号)第19条に定める様式による。

2 条例第8条第1項に規定する請求書に添付する書類は、必要な事項を証明するに足る書類とする。

3 条例第8条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者が任命権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して1週間とする。

4 条例第8条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して1週間とする。

(給与の種類)

第19条 条例第8条第4項及び第27条第2項に規定する給与の種類は、志摩市職員の給与に関する条例(平成16年志摩市条例第55号。以下「給与条例」という。)に規定する給料、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第20条 旅行者が給与条例第10条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与(以下「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤庁以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第21条 在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。)又は旅行地(以下この項において「在勤庁等」という。)以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第12条関係）宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額(1泊あたり)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円

京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

志摩市長、副市長及び教育長の旅費の支給に関する規則（新規制定案）

（趣旨）

第1条 この規則は、志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第52号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（宿泊費基準額）

第2条 条例第5条の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表（第2条関係）宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額(1泊当たり)
北海道	18,000円
青森県	15,000円
岩手県	13,000円
宮城県	14,000円
秋田県	15,000円
山形県	14,000円
福島県	11,000円
茨城県	15,000円
栃木県	14,000円
群馬県	14,000円
埼玉県	27,000円
千葉県	24,000円
東京都	27,000円
神奈川県	22,000円
新潟県	22,000円
富山県	15,000円
石川県	13,000円
福井県	14,000円
山梨県	17,000円
長野県	15,000円
岐阜県	18,000円
静岡県	13,000円
愛知県	15,000円
三重県	13,000円
滋賀県	15,000円

京都府	27,000円
大阪府	18,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	15,000円
和歌山県	15,000円
鳥取県	11,000円
島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円
山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円
長崎県	15,000円
熊本県	20,000円
大分県	15,000円
宮崎県	17,000円
鹿児島県	17,000円
沖縄県	15,000円